

# 明石市介護サービス事業者連絡会運営規約

## 第1章 総則

### 【名称・構成】

第1条 本会は「明石市介護サービス事業者連絡会」（以下「連絡会」という）と称し、明石市内における介護保険サービス事業者（以下「事業者」という）と関係機関により構成する。

### 【目的】

第2条 この連絡会は、サービス利用者に対して質の高いサービス提供が行えるよう、明石市内の介護保険サービス事業者における各事業の健全な運営を目指し、各事業者間の相互連携及び行政や関係機関との連携強化を図りながら、情報を共有するとともに事業推進上の共通課題について必要な協議を行う事を目的とする。

### 【事業】

第3条 この連絡会は、その目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 介護保険サービスに関する情報の迅速かつ公平な提供による共有化の促進
- (2) 各事業者間の共通課題についての意見交換、その他協議事項の検討、及び必要に応じての行政への要望
- (3) 行政との連携を密にし、介護サービスにおける質の向上と事業者間でのサービスの適正化を図る。
- (4) 施設サービス及び在宅サービスにおける相互理解と連携を図る。
- (5) 連絡会活動について、質の高いサービスが地域住民に還元できるよう、行政との連携を密にし情報の共有化と課題検討を実施できる体制づくり

## 第2章 会員

### 【会員】

第4条 連絡会の会員は、第2条に掲げる目的に賛同する明石市の介護サービス事業者の代表者または代表者の認める者とする。

- 2 会員は別に定める会費を納入しなければならない。

### 【入会】

第5条 連絡会に入会する事業者は、専門部会を通して所定の入会申込書を役員会に提出し、役員会の承認を得なければならない。

### 【会費】

第6条 会費の額は、1事業所につき年額3,000円とし、同事業で構成する専門部会毎にとりまとめ納入する。なお、中途加入の場合も同額を徴収するが、1月以降に加入する場合は、当該度分は免除とする。

- 2 とりまとめた会費の納入方法は振込、又は事務局への窓口払いとし、振込手数料は振込者の負担とする。

### 【退会】

第7条 会員は、次に掲げる場合は、連絡会を退会する。

- (1) 会員が退会を申し出たとき
- (2) 正当な理由なく、前条に規定する会費を1年以上納入しなかったとき

- 2 前項第1号の規定により退会する場合は、専門部会長に書面によりその旨を申し出なければならない。

### 【除名】

第8条 連絡会の名誉を著しく傷つけ、また規約および倫理に反する重大な行為があった会員に対しては、役員会の協議を経て、連絡会から除名することができる。この場合において、当該会員に対して、事前に弁明の機会を与えなければならない。

## 第3章 組織

### 【運営機関】

第9条 この連絡会の目的達成のため、次の運営機関をおく。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 予算・運営委員会
- (4) 専門部会
- (5) 事務局

### 【総会】

第10条 総会は、この連絡会最高の意志決定機関であり、運営方針、事業計画、予算・決算、運営規定の改正、その他の重要事項を審議・決定する。

- 2 総会は、年1回の定時総会と、臨時総会の2種類とし、会長がこれを召集する。
- 3 定期総会は、毎年6月に開催する。
- 4 総会は、会員総数の過半数をもって成立し、議事は出席者と委任者の過半数をもって決する。
- 5 総会の議長は、総会に出席した会員の中から互選によって選出する。
- 6 総会は、次に掲げる事項を決議する。
  - (1) 事業計画に関する事項
  - (2) 予算および決算に関する事項
  - (3) 前2号に掲げるほか、連絡会の運営に関する重要事項
- 7 臨時総会は、次の各号の何れかに該当する場合に開催する。
  - (1) 役員が必要と認めたとき
  - (2) 会員の4分の1以上から、会議の目的を記載した書面をもって開催の請求があったとき
- 8 事務局は総会2週間前までに議案書、委任状、その他総会に必要な文書を会員に配布する。
- 9 災害、その他により総会が開催出来ない場合は書面にて決議を行う書面総会とする。なお、賛否は議決権行使書により行い、会員総数の過半数をもって可決とする。

### 【役員会】

第11条 役員会には、次の役員をおく。なお、役員は会員でなければならず、監事は他の役員を兼ねる事ができない。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 1名
- (3) 理 事 3名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 監 事 2名

- 2 理事は会長、副会長以外の専門部会長より選出された3名とし、総会の承認を得るものとする。なお、理事は専門部会長を兼ねるものとする。
- 3 会長、副会長は理事以外の専門部会長の中より選出し、総会の承認を得るものとする。なお、会長及び副会長は専門部会長を兼ねることができるものとする。
- 4 会長は、連絡会の会務を統括し、連絡会を代表する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長がその職務を執行できないときには、その職務を代行する。
- 5 役員会は、この連絡会の執行機関として、運営にあたり、次の各号に掲げる事項を決議する。
  - (1) 総会に提出する案件に関する事項
  - (2) 会員の入会に関する事項
  - (3) 前2号に掲げるほか、連絡会の円滑な運営に関する事項

- 6 役員会は、必要時、会長がこれを召集し、議長となる。
- 7 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 8 任期の途中で役員に選出された場合、任期は前任者の残任期間とする。
- 9 必要に応じて役員会の選任で顧問をおくことができる。

#### 【監事】

第12条 連絡会に2名の監事をおく。

- 2 監事は、公平性、中立性を考慮し、明石市医師会と明石市社会福祉協議会の何れも事務局より1名ずつ選任し、総会の承認を得なければならない。
- 3 監事は、連絡会の業務および会計を監査し、総会に報告する。

#### 【予算・運営委員会】

第13条 予算・運営委員会は、役員および会長から指名された者と、事務局で構成し、連絡会の予算、運営および円滑な事業の推進を担当する。

- 2 予算・運営委員会は必要に応じて、随時開催する。
- 3 予算・運営委員会の議長は委員の互選により選出する。
- 4 予算・運営委員は、各専門部会の部会長が指名するが、その選出にあたっては、現場担当者の中から行う。

#### 【専門部会】

第14条 本会の活動に必要な事項について、情報交換、共通課題の協議、研究、立案等の連携を行うために次のとおり専門部会をおく。

- (1) 施設部会
- (2) 居宅介護支援部会
- (3) 訪問介護部会
- (4) 訪問看護・リハビリテーション部会
- (5) 通所介護部会
- (6) 通所リハビリテーション部会
- (7) グループホーム・小規模多機能部会
- (8) 有料老人ホーム・サ高住部会

- 2 専門部会長は、各部会で選任し、役員会で承認を受けなければならない。
- 3 専門部会における運営・活動については原則自主運営とし、必要に応じて他の専門部会との共同事業も行う。
- 4 専門部会における活動については、部会長及び部会長によって指名された者と事務局によって運営にあたる。
- 5 通常の会費以外の専門部会における会費は各部会ごとに協議してとりきめる。なお、各会計については、各部会長から指名された会計係がこれにあたる。
- 6 専門部会ごとに会員名簿を管理し、変更が生じた場合は速やかに事務局へ報告する。

#### 【事務局】

第15条 連絡会は事務局運営を一般社団法人一休に委託する。また、事務所を一般社団法人一休内に置き、事務局には事務局長をおく。

- 2 事務局は、次に掲げる事項を行う。
  - (1) 会員入退会の手続きと会員台帳の保管
  - (2) 会員名簿の管理と発行

- (3) 公文書の発行と保管
- (4) 総会、役員会、運営委員会等の連絡調整と議事録の作成、保管
- (5) 会費と会計管理
- (6) 備品、消耗品管理
- (7) ホームページの管理
- (8) 研修会、セミナー等の手配並びに出張セミナー講師の調整
- (9) 明石市、明石市社会福祉協議会や民間の各種団体等との連絡調整

3 委託費は年5万円（税別）とする

**【役員の報酬、経費】**

第16条 役員及び部会長は当該年度最後の定例会終了時に、報酬として5千円の商品券を受け取ることができる。

- 2 役員及び部会長は定例会、役員会、総会等の出席に関する交通費、並びに駐車場代以外の活動に必要な経費の支弁を受けることができる。

**【会計】**

第17条 連絡会の運営に必要な経費は、会費および寄付金、その他の収入をもって充てる。

- 2 連絡会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 連絡会の収支は、毎年度、監事の監査を経て総会の承認を得るものとする。

## 第4章 その他

**【規約の改正】**

第18条 この規約を改正するときは、役員会の発議により、総会において議決しなければならない。

**【補則】**

第19条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会の協議を経て定める。

**【附則】**

この運営規約は、平成16年7月1日から施行する。  
ただし、初年度の会費は平成16年7月1日から徴収し、平成17年3月31日までとする。

- 2 設立時は、第10条の規約に関わらず、総会により決定する。
- 3 設立初年度の役員任期は、第11条の規約に関わらず、平成18年5月までとする。
- 4 設立初年度の会計は、第17条の規約に関わらず、翌3月31日までとする。
- 5 平成18年度の事務局の任期は、1年とする。
- 6 役員改選は、連絡会の安定した運営を図る事から、一度に半数以上の役員が交代する事のないよう留意する。

改正	平成17年5月26日	予算委員会を削除。 運営委員会を予算・運営委員会に変更
	平成18年5月25日	第15条、事務局の任期等について変更
	平成20年5月22日	第11条、顧問の設置について変更
	令和2年6月20日	第10条3、総会時期を6月に変更 第10条9、書面総会を追記
	令和3年4月1日	第11条、顧問を削除
	令和4年7月1日	第16条、役員報酬を追記 等
	令和5年5月23日	第11条、会長・副会長の選出方法を変更 第14条、サービス付き高齢者向け住宅部会を有料老人ホーム・サ高住部会へ変更
	令和6年4月1日	第15条 事務局運営を委託